

建設局総務部総務課担当係長、職員課担当係長、市職建設局支部書記長との予備交渉

令和6年3月18日

「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」及び「時間外労働及び休日労働に関する協定」についての予備交渉（議事録）

【局（総務課事業管理担当）】

ただ今から予備交渉を始める。

職員課より、令和5年12月22日に市職建設局支部より申し入れのあった「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れ」に関し、回答を行いたい旨の要請及び、令和6年度の「時間外労働及び休日労働に関する協定」に関して協議を行いたい旨の要請があったところである。

これらについては、大阪市労使関係に関する条例第3条、同規則第4条に規定する交渉事項であることから、回答等については、本予備交渉において決定する本交渉において、行うこととする。

それでは、本交渉の日時、場所、交渉参加予定者について確認する。

【局（職員課）】

「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」については、3月25日（月）、午後5時30分から、ATC5階建設局第6共通会議室で行うことを提案する。

また、「時間外労働及び休日労働に関する協定」に関しては、「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」に関する交渉終了後、同場所において行うことを提案する。

また、「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」の本交渉には、総務部長以下6名を予定している。また、うち1名については、交渉議事の記録等を行うため、安全衛生業務を担当する係長級職員を出席させる。

「時間外労働及び休日労働に関する協定」の本交渉には、職員課長以下4名を予定している。

【局（総務課事業管理担当）】

ただいま職員課より、時間、場所の提案があったが、支部側の意見はどうか。

【支部】

支部としては、職員課の提案を了解する。

支部側については「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」「時間外労働及び休日労働に関する協定」共に支部長以下14名を予定している。

【局（総務課事業管理担当）】

それでは、本日決定した事項について確認する。

令和6年3月25日（月）午後5時30分より、ATC5階第6共通会議室において、「労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」について、本交渉を行うこととし、交渉参加者については、局側は総務部長以下6名、支部側は支部長以下14名とする。また、当該交渉後に、「時間外労働及び休日労働に関する協定」に関して本交渉を行うこととし、交渉参加者については、局側は職員課長以下4名、支部側は支部長以下14名とする。

これをもって、本日の予備交渉は終了する。